

## 第1号議案

### 「令和元年度函南町いじめ防止等に向けた取り組み」に関する件

#### 【第1号議案について】

#### ○提案趣旨

令和元年度の「函南町いじめ防止等に向けた取り組み」については、平成25年9月に、社会総がかりでいじめ問題に対峙するため施行された「いじめ防止対策推進法」、また、同法に基づいて、10月11日に国が策定した「いじめ防止等のための基本的な方針」、並びに、その方針を受け関係諸機関との連携のもと策定された「静岡県いじめの防止のための基本的な方針」（平成30年3月改訂）、これらを基にして平成26年6月に策定（平成30年5月改定）された「函南町いじめ防止等のための基本的な方針」をベースに置き、さらに、平成30年度の静岡県、函南町の「いじめの実態分析」をこの内容に加えて、「令和元年度のいじめ防止等に向けた取り組み」を提起する。

「いじめをなくしたい」ということは、子ども、保護者、教職員、地域住民等、全ての人々の願いである。いじめをなくすためには、基本的な考え方を共有し、いじめの問題の克服に向けて、連携・協力して取り組むことが最も重要である。

これらのことを踏まえ、令和元年度の函南町いじめ防止等に向けた「具体的な取り組み」の基本を以下のとおりとしたい。

#### ○いじめ防止等に向けた具体的な取り組み

##### (1) 改正された「いじめの定義」を、全校・全教職員で再度確認をする。

【資料1…30年度いじめの結果集計】

**【抜粋】** いじめ防止対策推進法の施行に伴い、平成25年度から以下の通り定義されている。

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。（※児童等とは児童生徒のこと）  
（「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察へ通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることも重要とする。）

函南町でも認知件数は増加し、いじめの早期発見、早期対応が実践できてきた。認知件数の増加は、子供を守るためにいじめに向き合った証ととらえ、今年度も全教職員並びに様々な段階でいじめ定義を再確認し、更に充実した対応を継続する。

## (2)いじめの未然防止に向けた取り組みを各段階で連携し実践する。

**【学校・家庭・地域それぞれが連携して、子ども自身の自立を目指す】**

**【学校において】** 子どもと教職員との信頼関係を大切にし、考え方の違いを認め合うなど安心して自分を表現できる集団作りに努める。学級活動・道徳の時間を活用し、子ども自らがいじめについて考える場や機会を大切にし、自分たちの問題を自ら解決していくような集団に育てる。

**【家庭において】** 子どもとの「かかわり」や「対話」を大切にする。子どもをありのままに受け止め、子どもが安心感や信頼感で満たされるよう努めていくことが大切である。学校はこのことを様々な「たより」等を使って意識啓発していく。

**【地域において】** 地域は、決まりを守ろうとする意識(規範意識)や互いを尊重する感覚(人権感覚)を育てる場として有効な実践の場である。そのため、学校 PTA や様々な地域住民組織と連携し、子どもを温かく、時には厳しく見守る姿勢を共有していく。

平成26年6月に函南町教育委員会で制定した「函南町いじめ防止等のための基本的な方針」の「第2…いじめの防止等の基本的な考え方」に記載されている「3(1)いじめの未然防止」について、再確認し、学校・家庭・地域が連携して実践していく。「いじめの未然防止」に向け、学校が中心となり、家庭、及び地域との連携をも密にし子ども自身の真の自立を目指していく。

## (3)いじめの「早期発見」、「早期対応」に向けた取り組みを実践する。

**【いじめの早期発見…いじめは、どの子にも起こりうることを再認識する】**

**【いじめの早期発見には…サインを見逃さない…】** いじめは、どこでも、誰にでも起こりうるとの認識のもと、いじめの早期発見に向け、学校・家庭・地域が連携・協力して子どもを見守り続けていく。いじめのサインは、いじめを受けている子どもからも、いじめている子からも出ている。「深刻な事態となるのを防ぐ」ためにも、周りの大人が常に子どもに寄り添うことで、子どもたちのわずかな変化を手がかりに「いじめの早期発見」に全力であたる。

**【いじめの早期発見には…学校で…】** いじめを訴えやすい機会や場をつくり、子どもや保護者、地域住民からの訴えを親身になって受け止め、訴えに応じて即座に、いじめの有無を確認する。(日頃から定期的なアンケート調査の実施、定期的な個別面談の実施、子どものストレスの状況の確認等、積極的に、日頃から子どもの心の状態を把握し、いじめの早期発見に努める)

**【いじめの早期発見には…家庭で…】** 日頃の言葉のやりとりや子どもの態度等から、いじめが疑われる子どもの変化を見逃さず、いじめの早期発見に努めることを、学校と連携し実践していくよう促す。(学校で、定期的に保護者からのいじめ等に関する意見や心配等を聴取する場作りに努める)

**【いじめの早期発見には…地域で…】** いじめの事実を知ったり、いじめの現場を目撃したりした場合は、すぐに家庭や学校へ連絡するなど連携して対応する。(学校で学校だより等を活用し、連携の呼びかけをする)

#### (4)いじめが「深刻な事態」にならないよう関係機関との連携に努める。

**【いじめの問題の解決に向けて状況が変わらなかった場合、関係機関とも連携する】**

**【速やかに対応を】** いじめが発見された場合は、「深刻な事態となるのを防ぐ」ためにも、学校・家庭・地域等が状況に応じて「連携」し、速やかに協力して対応する。  
「いじめを受けた子どもへの支援」、「いじめた子どもや周りの子どもへの指導」等、状況を十分に把握した上で、「具体的な取組」を確認し、組織全体で即座に対応する。 SC や SSW、教育支援センターやスクールアドバイザーとも積極的に連携していく。

関係機関等との連携…専門家と繋がる…「いじめの問題」に学校、家庭、地域の連携・協力だけでは十分対応しきれなかったり、解決に向けて状況が変わらなかったりする場合、関係機関と連携することが重要。

例えば、学校や教育委員会において、いじめている子どもに対して、指導しているにもかかわらず効果が上がらない場合などには、以下のような関係機関との「適切な連携」も必要となる

##### 関係機関との連携の例として

- 学校と警察や児童相談所等の関係機関との日頃からの連絡を密にした「情報共有体制の構築」に努める。
- 医療機関等の専門機関と連携した「教育相談」等、必要に応じ実施する。
- 人権啓発センターや法務局など、学校以外の「相談窓口」の子どもや保護者等への周知に努める。

「函南町いじめ防止等のための基本的な方針」の「第2…いじめの防止等の基本的な考え方」に表記されている「3(2)いじめの早期発見・早期対応」について、また、「3(3)関係機関との連携」について再確認し今年度も実践していく。

「いじめの未然防止」、「いじめの早期発見・早期対応」また、「組織的な対応」においての「関係機関との連携」も視野に入れ、学校が中心となり、家庭、及び地域との連携を密にし、「いじめ防止等の基本的な考え方・具体的な実践」を、子どもの成長にかかわる全ての人々が理解し、行動に移していけるよう努めていきたい。

また、「函南町いじめ防止等のための基本的な方針」における「第3…いじめの防止等のための対策」については、その趣旨を確実に継続させ、今後も実践していくよう努めていく。

以上、第1号議案 令和元年度「函南町いじめ防止等に向けた取り組み」については、上記、4項目について、再確認の意味も含めて、実践提起をしたものである。

各学校においては、実情に応じて、より実効性のある「いじめ防止等のための取り組み」を期待したい。

また、学校・家庭・地域がそれぞれに連携を密にし、充実した情報共有体制の構築等が機能し、いじめの未然防止に互いに寄与できるよう期待するものである。